



株式会社 大 庄

(証券コード：9979)

第54回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

2025年11月27日（木曜日）
午前10時

(受付開始は午前9時を予定しております。)

場 所

東京都品川区北品川5丁目5-15
大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役に対し
退職慰労金贈呈の件 |

お土産の配布を取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(証券コード 9979)
2025 年 11 月 10日
(電子提供措置の開始日 2025 年 11 月 5日)

株 主 各 位

東京都大田区大森北一丁目22番1号
(本社事務所 東京都大田区大森北一丁目1番10号)
株 式 会 社 大 庄
代表取締役社長 平 了 壽

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第54回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.daisy.co.jp/company/ir/stock.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「大庄」又は「コード」に当社証券コード「9979」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますて、お手数ながら2頁～4頁の「4. 議決権の行使等についてのご案内」、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、2025年11月26日（水曜日）午後5時50分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年11月27日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都品川区北品川5丁目5-15 大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール
〔末尾に記載の「第54回定時株主総会会場案内図」をご参照の上、お間違えないようご注意ください。〕
※お土産の配布は取り止めさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 (1) 第54期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第54期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

（1）郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



行使期限：2025年11月26日（水曜日）午後5時50分到着分まで

(2) インターネットにて議決権を行使いただく場合

4 頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。



行使期限：2025年11月26日（水曜日）午後 5 時50分まで

(3) 株主総会にご出席いただく場合

お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



株主総会
開催日時：2025年11月27日（木曜日）午前10時（午前 9 時開場）

ご注意事項

- ※ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

(4) その他招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主 1 名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(5) 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。①事業報告の業務の適正を確保するための体制及び運用状況②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表③計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

(6) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきま

以 上

インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権
行使期限

2025年11月26日（水曜日）
午後5時50分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移行できます。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間9:00~21:00)

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただける方は「次へすすむ」ボタンをクリックしてください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。

次へすすむ

その他のご案内

- 出席に通知する電子配信で利用のお届出の確定後、お届出の住所と生世帯を登録してください。
- 出席に通知の電子配信を行っている銘柄をご希望の方で、すでに登録したいというメールアドレスの変更・電子配信の中止を希望される方は、ご注意をクリックしてください。
- 住所変更や単元売買株式の買取請求などの機能送付のご依頼はご注意をクリックしてください。

「次へすすむ」をクリック

2. ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは出席通知の電子メールに記載されています。（電子メールにより招集されている株主様の場合は、招集に通知電子メールが届きます）

議決権行使コード:

ログイン **閉じる**

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力

*** ご自身で登録するパスワードへの変更 ***

- セキュリティ強化のため、パスワードを自己で入力してください。
- 議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を登録し、入力したパスワードを入力し、「登録」ボタンをクリックしてください。

議決権行使書用紙に記載のパスワード: (パスワードを自己で入力)

ご希望のパスワード:

パスワードを自己で入力

登録

パスワード変更画面が出ますので、お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、株主様のご使用になる「パスワード」を入力いただき「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

事業報告（2024年9月1日から2025年8月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善による個人消費の持ち直しやインバウンド需要の拡大等により、景気は緩やかに回復しつつあります。一方で、地政学リスクの顕在化や、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクなどにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、人流の改善やインバウンド消費の拡大等により需要は回復基調にあるものの、物価上昇の継続と実質賃金の伸び悩みによる節約志向の高まりや、原材料価格・光熱費、人手不足による人件費などコストの上昇が続いており、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況下において、当社グループは、「人類の健康と心の豊かさに奉仕する」という企業理念のもと、「日本の食文化と居酒屋文化の発展に貢献する」という基本方針にこだわり事業運営を行ってまいりました。また、着実な事業発展と収益力強化を図るため、強化業態への業態変更や既存店舗のリニューアル、旬の食材や鮮魚を使ったメニューの提供、SNSを活用したデジタルマーケティング、卸売・ロジスティクス事業の強化、不動産事業及びFC・VC事業等の拡充、モチベーション向上の取組みや健康経営の推進、DX(デジタル・トランスフォーメーション)による生産性向上等の施策に取り組んでおります。

店舗展開におきましては、新規出店を3店舗、店舗改装を20店舗、店舗閉鎖を14店舗（うちVC（ボランタリーチェーン）への移行を5店舗）行った結果、当連結会計年度末のグループ直営店舗数は、232店舗となりました。店舗業態の内訳としては、庄や60店舗、満天酒場27店舗、大庄水産19店舗、日本海庄や14店舗、とり家あび寿14店舗、築地日本海12店舗、築地寿司岩11店舗、その他業態75店舗となっております。また、FC・VC店の店舗数は79店舗となっております。

以上の結果、当期の連結売上高は、前年同期に比べ3.9%増加の52,556百万円となりました。

利益面につきましては、営業利益は1,196百万円（前年同期比19.6%増加）、経常利益は1,196百万円（前年同期比3.3%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,172百万円（前年同期比12.1%減少）となりました。

また、事業の種類別セグメントの概況としては、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、事業内容を適正に表示するため、従来「フランチャイズ事業」としていセグメント名称を「FC・VC事業」に変更しております。当該変更は報告セグメントの名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

<飲食事業>

店舗改装や各種営業施策への取組みにより、既存店売上高が前年を上回って推移したこと等により、売上高は前年同期に比べ1.2%増加の23,785百万円となりました。

<卸売・ロジスティクス事業>

卸売含む総合物流サービスによる外部売上高が増加したこと等により、売上高は前年同期に比べ7.0%増加の25,902百万円となりました。

<不動産事業>

売上高は前年同期に比べ横ばいの1,625百万円となりました。

<ＦＣ・ＶＣ事業>

ＶＣ店舗の増加に伴い営業権利用料収入が増加したものの、ＦＣ店舗の減少等により、売上高は前年同期に比べ微減の910百万円となりました。

<その他事業>

売上高は前年同期に比べ1.5%増加の332百万円となりました。

また、事業セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業セグメント区分					前連結会計年度		当連結会計年度		前年同期比増減	
					売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
						%		%		%
庄				や	6,064	12.0	6,062	11.5	△2	△0.0
大	庄	水		産	2,301	4.5	2,180	4.1	△120	△5.2
満	天	酒		場	1,690	3.3	2,162	4.1	472	27.9
築	地	日	本	海	1,889	3.7	1,874	3.6	△15	△0.8
築	地	寿	司	岩	1,527	3.0	1,552	3.0	24	1.6
日	本	海	庄	や	1,755	3.5	1,526	2.9	△228	△13.0
お	魚	総	本	家	1,281	2.5	1,405	2.7	123	9.6
と	り	家	ゑ	び	887	1.8	938	1.8	50	5.7
定	食	の	ま	る	508	1.0	565	1.1	56	11.2
そ		の		他	5,592	11.1	5,517	10.5	△75	△1.4
飲食事業計					23,499	46.5	23,785	45.3	285	1.2
卸売・ロジスティクス事業計					24,213	47.9	25,902	49.3	1,688	7.0
不動産事業計					1,630	3.2	1,625	3.1	△4	△0.3
ＦＣ・ＶＣ事業計					914	1.8	910	1.7	△4	△0.5
その他の事業計					327	0.6	332	0.6	4	1.5
合計					50,586	100.0	52,556	100.0	1,969	3.9

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は877百万円で、新規出店や改装店等による有形固定資産取得投資額が849百万円、新規出店等による敷金・保証金差入投資額が28百万円であります。

なお、当連結会計年度における新規出店の状況は次のとおりであります。

NO	開 店 月	店 舗 名
1	2025年3月	大 庄 水 産 前 橋 店
2	2025年3月	満 天 酒 場 葛 西 店
3	2025年3月	お 好 み も ん じ ゃ 水 道 橋 店

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、主に運転資金の効率的な調達を目的として2,070百万円の短期借入金の調達を行いました。うち、取引銀行7行との間で借入限度額2,000百万円とするシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度においての当該契約に基づく借入実行残高は1,000百万円です。

また、2024年3月に取引銀行1行と借入限度額800百万円のコミットメントライン契約を締結しており当連結会計年度においての当該契約に基づく借入実行残高は770百万円です。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国際情勢の悪化や不安定な為替変動、米国の通商政策の影響に加え、原材料価格の高騰や人手不足による人件費など各種コスト増加の懸念は継続しており、引き続き厳しい経営環境は続くことが予想されます。

このような環境下において、当社グループは、「人類の健康と心の豊かさに奉仕する」という企業理念のもと、「日本の台所」の役割を果たしていくと共に企業価値の向上を目指し、各種施策に取り組んでいきたいと考えております。

具体的に対処すべき課題として、飲食事業においては引き続き主要業態「庄や」のリニューアルや強化業態への業態変更を含む店舗改装を推進すると共に、食材や調理法を工夫した魅力あるメニューの提供、デジタルマーケティングやウェブ予約獲得の拡充等による集客力強化を図ってまいります。また、卸売・ロジスティクス事業における地方を含めた外部販売先の拡大と配送機能の強化、その他各セグメント（不動産事業、F C・V C事業等）の収益確保、D Xの推進等による業務効率化、労働環境の改善や研修の充実等による人材確保・育成などに取り組むことにより、会社全体での売上高と利益率の向上を目指し、企業価値向上を図りたいと考えております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第51期 (2022年8月期)	第52期 (2023年8月期)	第53期 (2024年8月期)	第54期 (2025年8月期)
売上高(百万円)	35,799	45,495	50,586	52,556
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△410	△486	1,157	1,196
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△770	△769	1,333	1,172
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△36円70銭	△36円65銭	63円55銭	55円88銭
総資産(百万円)	33,738	33,188	33,524	29,523
純資産(百万円)	10,065	9,485	10,402	11,286
1株当たり純資産	479円63銭	452円01銭	495円70銭	537円83銭

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 業 務 内 容
	百万円	%	
株式会社 デ ィ ・ エ ス 物 流	99	100.0	貨物自動車運送業及び酒類・食料品販売
米 川 水 産 株 式 会 社	90	100.0	水産物・水産加工品販売
株式会社 アサヒビジネスプロデュース	60	100.0	不動産事業及び害虫防除除菌事業
株式会社 光 寿	10	80.0	食器・調理備品類の販売

(7) 主要な事業内容（2025年8月31日現在）

当社グループは、飲食店舗チェーンの展開による飲食事業を主な内容とし、さらにこれに関連する卸売・ロジスティクス事業、不動産事業、F C ・ V C 事業、その他事業等の事業活動を展開しております。具体的事業としては次のとおりであります。

- ① 飲 食 事 業：飲食店舗チェーンの展開
- ② 卸売・ロジスティクス事業：生鮮食材等の卸売及び外販・倉庫・運送を一体とした総合物流サービスの展開
- ③ 不 動 産 事 業：不動産の賃貸・管理、賃借店舗物件の展開
- ④ F C ・ V C 事 業：フランチャイズ店及びボランタリーチェーン店への経営指導等
- ⑤ そ の 他 事 業：ミヤビパン等の製造・販売、食器・調理備品類の販売

(8) 主要拠点等（2025年8月31日現在）

- ① 当社の主要な事業所及び工場の状況

本 社	東京都大田区大森北一丁目1番10号
D S ・ L ヘ ッ ド ク ォ ー タ ー 羽 田	東京都大田区東糀谷六丁目1番27号
名 古 屋 物 流 セ ン タ ー	愛知県名古屋市熱田区千代田町11番24号

- ② 子会社の事業所及び工場

株 式 会 社 デ ィ ・ エ ス 物 流 本 社	東京都大田区東糀谷六丁目1番27号
米 川 水 産 株 式 会 社 本 社 及 び 加 工 場	東京都大田区東糀谷六丁目1番27号
株式会社アサヒビジネスプロデュース本社	東京都中央区日本橋茅場町二丁目17番7号
株 式 会 社 光 寿 本 社	東京都大田区東糀谷六丁目1番27号

③ グループ店舗

直営店……………232店舗

F C ・ V C店……………79店舗

都 道 府 県				直 営 店	F C ・ V C店	合 計
				店	店	店
東 京 都	神 奈 川 県	千 葉 県	埼 玉 県	114	20	134
静 岡 県	群 馬 県	愛 知 県	長 崎 県	25	12	37
長 崎 県	岩 手 県	島 根 県	山 口 県	33	3	36
山 口 県	熊 本 県	茨 城 県	栃 木 県	13	16	29
山 形 県	福 島 県	富 山 県	石 川 県	6	5	11
福 島 県	富 山 県	石 川 県	福 岡 県	5	2	7
石 川 県	福 岡 県	大 阪 府	新 潟 県	4	2	6
大 阪 府	新 潟 県	山 梨 県	山 梨 県	0	6	6
山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	2	3	5
山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	4	0	4
山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	3	0	3
山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	3	0	3
山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	3	0	3
山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	2	1	3
山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	0	3	3
山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	2	0	2
山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	2	0	2
山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	2	0	2
山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	2	0	2
山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	1	1	2
山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	1	1	2
山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	0	2	2
山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	1	0	1
山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	1	0	1
山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	1	0	1
山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	0	1	1
山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	山 梨 県	0	1	1
合 計				232	79	311

(9) 従業員の状況 (2025年8月31日現在)

区 分	人 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
飲 食 事 業	784	△34	47.7	15.2
卸売・ロジスティクス事業	596	△7	46.6	11.3
不 動 産 事 業	26	1	42.4	10.9
FC ・ VC 事 業	12	△2	54.6	19.3
そ の 他 事 業	119	△15	47.2	15.1
合 計 又 は 平 均	1,537	△57	47.2	13.6

- (注) 1. 上記従業員数には、パート・アルバイトの期中平均人数1,126人（1日8時間換算）は含んでおりません。
2. 関係会社従業員については、主要事業の区分に集計されております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2025年8月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,230
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	1,495
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,289
株 式 会 社 横 浜 銀 行	847
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	543
株 式 会 社 千 葉 銀 行	315
株 式 会 社 り そ な 銀 行	315
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	300
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	207
株 式 会 社 常 陽 銀 行	58
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	5

- (注) 上記の借入残高には、株式会社三井住友銀行をアレンジャー、株式会社三菱UFJ銀行をコ・アレンジャーとした合計7行によるシンジケートローンの残高が含まれております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
(2) 発行済株式の総数 21,198,962株
(自己株式 213,888株を含む)
(3) 株 主 数 39,503名
(4) 大 株 主 の 状 況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 宇 宙	5,962	28.4
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	1,996	9.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,263	6.0
サ ッ ポ ロ ビ ー ル 株 式 会 社	1,000	4.7
平 辰	625	2.9
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	429	2.0
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	420	2.0
大 庄 従 業 員 持 株 会	311	1.4
大 庄 取 引 先 持 株 会	264	1.2
大 和 証 券 株 式 会 社	165	0.7

(注) 上記大株主には、自己株式（213,888株）は含まれておりません。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項（2025年8月31日現在）

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2025年8月31日現在）

（1）取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 了 壽	経 営 全 般	(株)宇宙 代表取締役社長 米川水産(株) 代表取締役会長 (株)光寿 代表取締役会長
代表取締役副社長	野 間 信 護	管 理 本 部 長 兼 リ ス ク 統 括	(株)ディ・エス物流 取締役 (株)アサヒビジネスプロデュース 取締役
常 務 取 締 役	塚 田 英 紀	商 品 本 部 長 兼 DSL 管 理 部 長	(株)光寿 取締役
取 締 役	石 田 安 雄	営 業 本 部 長 兼 法 人 営 業 推 進 室 長 兼 パートナー事業サポート部長	(株)アサヒビジネスプロデュース 取締役 (株)ディ・エス物流 取締役
取 締 役	田 邊 隆 教	営 業 戦 略 本 部 長 兼 MD 開 発 部 長	米川水産(株) 代表取締役社長
取 締 役	島 倉 俊 明	人 事 ・ 総 務 本 部 長	(株)光寿 監査役
取 締 役	亀 田 昌 則	企 画 本 部 長 兼 企 画 宣 伝 部 長 兼 プロダクツセールス部長 兼 広 報 室 長	
取 締 役	三 浦 一 朗		
取 締 役	平 尾 覚		西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 エンデバー・ユナイテッド(株) 社外取締役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 「スポーツ指導における暴力行為等に関する 第三者相談・調査委員会」 特別委員 あいおいニッセイ同和損害保険(株) 社外監 査役
常 勤 監 査 役	青 柳 英 一		(株)ディ・エス物流 監査役 (株)宇宙 監査役
監 査 役	寺 坂 史 明		(株)富士通ゼネラル 社外取締役
監 査 役	田 村 潤		100年プランニング(株) 代表取締役 ナイス(株) 社外取締役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
監 査 役	内 山 義 雄		内山公認会計士事務所 所長 (株)タウンズ 取締役

- (注) 1. 取締役三浦一朗氏及び平尾覚氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち寺坂史明氏、田村潤氏及び内山義雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役内山義雄氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役三浦一朗氏、平尾覚氏及び社外監査役内山義雄氏につきましては、東京証券取引所に対し、有価証券上場規程に定める独立役員として届出を行っております。
5. 社外取締役三浦一朗氏、平尾覚氏及び社外監査役寺坂史明氏、田村潤氏及び内山義雄氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

当社及び当社グループの取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。

これにより、役員等がその職務の執行に関して損害賠償責任を負った場合に生じた損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合は補填されないなど一定の免責事由があります。なお、全ての保険料を当社及び関連子会社が負担しております。

(2) 役員の報酬等の決定方針の決定方法及び当該方針の内容

当社は2021年9月15日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。その決定方針の内容は以下のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、堅実経営、取締役の連帯責任経営の観点から、企業価値の持続的な向上を図るため、その実現に向け動機付ける報酬水準を確保することを目的として決定されるものとし、ます。なお、その限度額は、1991年11月27日開催の定時株主総会において、年額360百万円以内と決議されております。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績や経営内容、社会情勢、各役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、支払うこととしております。

- ③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

該当する事項はありません。

- ④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

該当する事項はありません。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長である平 了壽がその具体的内容について委任を受け、諮問委員会（大庄ガバナンス委員会）に諮るものとします。委任した理由は、当社グループ全体の業績や経営状況に精通し、また各取締役の業務執行状況を把握しているためであります。なお、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額とします。

- ⑥ その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

該当する事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	169 (13)	169 (13)	— (—)	— (—)	9名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	23 (14)	23 (14)	— (—)	— (—)	4名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	192 (27)	192 (27)	— (—)	— (—)	13名 (5名)

- (注) 1. 1991年11月27日開催の定時株主総会決議による取締役に対する報酬限度額は年額360百万円であります。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名であります。
2. 1991年11月27日開催の定時株主総会決議による監査役に対する報酬限度額は年額36百万円であります。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。
3. 上記、報酬等の総額には当該事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

(4) 社外役員の状況

① 他の法人等における業務執行者、社外役員の兼務の状況（2025年8月31日現在）

区 分	氏 名	他の法人等における業務執行者、社外役員の兼務の状況
取 締 役	三 浦 一 朗	
取 締 役	平 尾 寛	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 エンデバー・ユナイテッド(株) 社外取締役 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会」特別委員 あいおいニッセイ同和損害保険(株) 社外監査役
監 査 役	寺 坂 史 明	(株)富士通ゼネラル 社外取締役
監 査 役	田 村 潤	100年プランニング(株) 代表取締役 ナイス(株) 社外取締役
監 査 役	内 山 義 雄	内山公認会計士事務所 所長 (株)タウンズ 取締役

(注) 上記社外役員が業務執行者、社外役員を兼務する法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 の 内 容
取 締 役	三 浦 一 朗	当事業年度開催の取締役会においては、14回中14回に出席し、経営者としての豊富な経験、高い見識から、必要に応じ当社の経営上 有用な意見、助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正 性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	平 尾 寛	当事業年度開催の取締役会においては、14回中14回に出席し、主 に弁護士としての専門的な知見から、必要に応じ当社の経営上有用 な意見、助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を 確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	寺 坂 史 明	当事業年度開催の取締役会においては、14回中13回に出席し、監 査役会においては14回中13回に出席し、経営者としての豊富な経 験、高い見識から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、発言を行 っております。
監 査 役	田 村 潤	当事業年度開催の取締役会においては、14回中14回に出席し、監 査役会においては14回中14回に出席し、経営者としての豊富な経 験、高い見識から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、発言を行 っております。
監 査 役	内 山 義 雄	当事業年度開催の取締役会においては、14回中12回に出席し、監 査役会においては14回中12回に出席し、主に公認会計士としての 専門的知見から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、発言を行っ ております。

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 名称 RSM清和監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 31百万円
- (3) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31百万円
- (4) 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上並びに株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題に位置付けております。また、利益配分につきましては、事業拡大に向けて内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対しては、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としつつ、業績動向や財務健全性の状況も十分に考慮した上での適正な利益還元を行っていきたいと考えております。

当期末の配当金につきましては、足許の当社を取り巻く経営環境と当期業績を総合的に勘案した結果、前期末と同額の1株当たり8円とさせていただき、通期では前期と同額の年間14円となります。株主の皆様には、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~  
(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2025年8月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                  |               |
|------------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                      | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>11,486</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>10,584</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 5,395         | 買 掛 金                    | 2,506         |
| 売 掛 金 及 び 契 約 資 産      | 4,132         | 短 期 借 入 金                | 2,200         |
| 商 品 及 び 製 品            | 1,026         | 1年内返済予定の長期借入金            | 2,283         |
| 仕 掛 品                  | 0             | 1年内償還予定の社債               | 90            |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 99            | リ ー ス 債 務                | 115           |
| 未 収 入 金                | 186           | 未 払 金                    | 1,823         |
| そ の 他 金                | 660           | 未 払 法 人 税 等              | 145           |
| 貸 倒 引 当 金              | △14           | 未 払 消 費 税 等              | 386           |
|                        |               | 賞 与 引 当 金                | 366           |
|                        |               | 株 主 優 待 引 当 金            | 291           |
|                        |               | 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金        | 3             |
|                        |               | 資 産 除 去 債 務              | 28            |
|                        |               | そ の 他                    | 345           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>18,033</b> | <b>固 定 負 債</b>           | <b>7,651</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>9,465</b>  | 社 債                      | 135           |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 4,782         | 長 期 借 入 金                | 3,902         |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 512           | リ ー ス 債 務                | 87            |
| 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品      | 287           | 退 職 給 付 に 係 る 負 債        | 1,550         |
| 土 地                    | 3,738         | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金        | 238           |
| 建 設 仮 勘 定              | 134           | 受 入 保 証 金                | 869           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>2,023</b>  | 資 産 除 去 債 務              | 775           |
| 借 地 権                  | 1,763         | 繰 延 税 金 負 債              | 91            |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 140           | そ の 他                    | 1             |
| そ の 他                  | 119           | <b>負 債 合 計</b>           | <b>18,236</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>6,543</b>  | <b>純 資 産 の 部</b>         |               |
| 投 資 有 価 証 券            | 1,087         | <b>株 主 資 本</b>           | <b>11,257</b> |
| 出 資 金                  | 1             | 資 本                      | 100           |
| 長 期 貸 付 金              | 324           | 資 本 剰 余 金                | 7,657         |
| 差 入 保 証 金              | 2,974         | 利 益 剰 余 金                | 3,749         |
| 敷 延 税 金 資 産            | 1,511         | 自 己 株 式                  | △250          |
| 繰 延 税 金 他              | 530           | <b>その他の包括利益累計額</b>       | <b>29</b>     |
| そ の 他                  | 122           | その他有価証券評価差額金             | 29            |
| 貸 倒 引 当 金              | △8            | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>     | <b>0</b>      |
| <b>繰 延 資 産</b>         | <b>4</b>      | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>11,286</b> |
| 社 債 発 行 費              | 4             | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>29,523</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>29,523</b> |                          |               |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書（2024年9月1日から2025年8月31日まで）

(单位：百万円)

[illegible]

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年10月23日

株式会社 大 庄  
取締役会 御中

### RSM清和監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 笥 悦生  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小菅 義郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大庄の2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大庄及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が報告した監査報告に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制並びにその他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制についても、取締役等およびRSM清和監査法人から当該内部統制の整備運用状況と評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年10月23日

|               |      |
|---------------|------|
| 株式会社 大庄       | 監査役会 |
| 常勤監査役 青 柳 英 一 | 印    |
| 社外監査役 寺 坂 史 明 | 印    |
| 社外監査役 田 村 潤   | 印    |
| 社外監査役 内 山 義 雄 | 印    |
|               | 以 上  |



計算書類

貸借対照表 (2025年8月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部   |        | 負 債 の 部       |        |
|-----------|--------|---------------|--------|
| 科 目       | 金 額    | 科 目           | 金 額    |
| 流動資産      | 8,615  | 流動負債          | 9,236  |
| 現金及び預金    | 3,771  | 買掛金           | 2,097  |
| 売掛金及び契約資産 | 2,998  | 短期借入金         | 2,070  |
| 商品及び製品    | 868    | 1年内返済予定の長期借入金 | 2,224  |
| 原材料及び貯蔵品  | 97     | 1年内償還予定の社債    | 90     |
| 前払費用      | 360    | リース負債         | 108    |
| 未収入金      | 330    | 未払法人税等        | 1,409  |
| そ の 他     | 195    | 未払消費税等        | 78     |
| 貸倒引当金     | △6     | 与引当金          | 271    |
|           |        | 主優待引当金        | 259    |
|           |        | 店舗閉鎖損失引当金     | 291    |
|           |        | 資産除却負債        | 3      |
|           |        | その 他          | 28     |
| 固定資産      | 17,708 | 固定負債          | 304    |
| 有形固定資産    | 8,778  | 社 債           | 6,579  |
| 建物        | 4,306  | 社 債           | 135    |
| 機械及び装置    | 505    | 長期借入金         | 3,659  |
| 工具・器具及び備品 | 278    | リース負債         | 74     |
| 土地        | 3,547  | 退職給付引当金       | 1,134  |
| 建物        | 118    | 役員退職慰労引当金     | 193    |
| 建設仮勘定     | 9      | 受入保証金         | 707    |
| その 他      | 11     | 資産除却負債        | 673    |
| 無形固定資産    | 1,173  | の 他           | 1      |
| 借入地権      | 924    | 負債合計          | 15,816 |
| ソフトウエア    | 130    | 純資産の部         |        |
| その他の資産    | 118    | 株主資本          | 10,482 |
| 投資その他の資産  | 7,756  | 資本            | 100    |
| 投資関係有価証券  | 1,087  | 資本剰余金         | 7,478  |
| 長期貸付証券    | 1,410  | 資本準備金         | 2,908  |
| 差入保証金     | 319    | その 他 資本 剰余金   | 4,569  |
| 敷金        | 2,751  | 利益 剰余金        | 3,154  |
| 繰上金       | 1,476  | その 他 利益 剰余金   | 3,154  |
| 繰上金       | 599    | 別 途 積立金       | 2,000  |
| 繰上金       | 117    | 繰越利益剰余金       | 1,154  |
| 貸倒引当金     | △6     | 自己株           | △250   |
|           |        | 評価・換算差額等      | 29     |
| 繰延資産      | 4      | その他有価証券評価差額金  | 29     |
| 社債発行費     | 4      | 純資産合計         | 10,511 |
| 資産合計      | 26,328 | 負債及び純資産合計     | 26,328 |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2024年9月1日から2025年8月31日まで）

(単位：百万円)

| 科 目          |     | 金 額 |        |
|--------------|-----|-----|--------|
| 売上           | 高価  |     | 42,110 |
| 売上           | 利益  |     | 22,337 |
| 売上           | 利益  |     | 19,773 |
| 販売費及び一般管理費   | 利益  |     | 19,150 |
| 営業外収益        | 利益  |     | 622    |
| 受取利息         | 配当金 | 7   |        |
| 受取損害賠償       | 金   | 44  |        |
| 受取引当金        | 戻入  | 50  |        |
| 貸倒引当金        | 売却  | 4   |        |
| 投資有価証券       | 売却  | 23  |        |
| 為替差          | 益   | 3   |        |
| その他          | 益   | 34  | 167    |
| 営業外費用        | 利息  | 109 |        |
| 支払倒引当金       | 繰入  | 0   |        |
| 支払償還         | 却   | 2   |        |
| 支払手数料        | 却   | 26  |        |
| その他          | 他   | 31  | 170    |
| 経常利益         | 利益  |     | 620    |
| 特別利益         | 利益  |     |        |
| 固定資産売却益      | 却   | 364 |        |
| 受取補償         | 金   | 98  | 463    |
| 特別損失         | 損失  |     |        |
| 固定資産売却損      | 却   | 3   |        |
| 固定資産除損       | 却   | 189 |        |
| 減価償却損        | 却   | 115 |        |
| 店舗閉鎖損        | 却   | 9   |        |
| 引当金繰入        | 却   | 3   |        |
| 税金引当金        | 却   |     | 321    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 却   |     | 762    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 却   | △69 |        |
| 法人税、住民税及び事業税 | 却   | 28  | △41    |
| 当期純利益        | 利益  |     | 803    |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年10月23日

株式会社 大 庄  
取締役会 御中

### RSM清和監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 寛 悦生  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小菅 義郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大庄の2024年9月1日から2025年8月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値の向上並びに株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題に位置付けております。

また、利益分配につきましては事業拡大に向けて内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対しては、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としつつ、業績動向や財務健全性の状況も十分に考慮した上での適正な利益還元を行っていきたいと考えております。

当期末の配当金及び剰余金の処分ににつきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 1. 期末配当に関する事項

###### (1) 配当財産の種類

金銭

###### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円      総額 167,880,592円

これにより、中間配当金（1株につき6円）を含めました当期の年間配当金は、前期と同額の1株につき14円となります。

###### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年11月28日

##### 2. 剰余金の処分にに関する事項

###### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金      500,000,000円

###### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金      500,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役9名のうち、野間 信護氏、塚田 英紀氏及び亀田 昌則氏を除く6名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                            | 氏 名<br>(生 年 月 日)                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 候補者の有する<br>当社の株式数<br>(うち、持株会制<br>度による株式数) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 1                                                                                                                                                     | たいら かずとし<br>平 了 壽<br>(1966年1月17日生) | 1991年4月 サントリー(株) (現サントリーホールディングス(株)) 入社<br>1994年11月 当社入社<br>1997年9月 当社新業態店舗推進部長<br>2000年11月 当社取締役新業態第一店舗部長<br>2001年11月 当社取締役第三支社長<br>2007年3月 当社取締役第二支社長<br>2009年10月 当社取締役管理本部副本部長<br>2010年6月 (株)宇宙代表取締役社長 (現任)<br>2010年9月 当社常務取締役営業推進部長兼管理本部副本部長<br>2010年10月 米川水産(株)常務取締役<br>2011年8月 当社常務取締役営業戦略本部長<br>2012年11月 当社取締役副社長兼営業統括本部長兼営業戦略本部長<br>2014年9月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長兼営業戦略本部長<br>2014年11月 当社代表取締役社長兼営業戦略本部長<br>2015年10月 (株)ディ・エス物流代表取締役会長<br>米川水産(株)取締役副会長<br>2017年11月 当社代表取締役社長兼営業戦略本部長兼商品本部長<br>2018年2月 米川水産(株)代表取締役会長 (現任)<br>2018年6月 (株)光寿代表取締役会長 (現任)<br>2018年9月 当社代表取締役社長兼営業戦略本部長兼商品本部長兼<br>企画本部長<br>2019年3月 当社代表取締役社長兼商品本部長<br>2020年11月 当社代表取締役社長 (現任) | 0株                                        |
| 【取締役候補者とした理由】<br>平了壽氏につきましては、経営全般に関する豊富な知識と幅広い見識を有しており、経営の最高責任者としてリーダーシ<br>ップを発揮し、企業価値向上に貢献しております。今後も当社の経営の充実に資する人材として、引き続き取締役として選<br>任をお願いするものであります。 |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                           |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                              | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 候補者の有する<br>当社の株式数<br>(うち、持株会制<br>度による株式数) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 2                                                                                                                                                       | いしだ やすお<br>石 田 安 雄<br>(1972年12月12日生)   | 1995年 4 月 当社入社<br>2014年11月 当社営業本部中部支部上席支部長<br>2015年 9 月 当社営業本部東京第二支部長<br>2015年11月 当社東京第二支部上席支部長<br>2019年 3 月 当社執行役員営業本部副本部長兼東京統括支部長兼東京第<br>二支部長<br>2019年 9 月 当社執行役員営業本部副本部長兼法人営業推進室長<br>2019年10月 (株)アサヒビジネスプロデュース取締役 (現任)<br>2019年11月 当社執行役員営業本部長兼法人営業推進室長<br>2019年11月 当社取締役営業本部長兼法人営業推進室長<br>2021年10月 (株)ディ・エス物流取締役 (現任)<br>2023年 3 月 当社取締役営業本部長兼法人営業推進室長兼パートナー事<br>業サポート部長<br>2023年 4 月 当社取締役営業本部長兼第六営業部長兼パートナー事業サ<br>ポート部長兼法人営業推進室長<br>2023年10月 当社取締役営業本部長兼法人営業推進室長兼パートナー事<br>業サポート部長 (現任) | 4,020株<br>(620株)                          |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>石田安雄氏につきましては、営業本部を管掌する取締役として、フードビジネス、営業・マーケティング、人事労務等、幅広い分野における豊富な経験と知識を有しており、さらなる事業拡大に貢献できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。   |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                           |
| 3                                                                                                                                                       | たなべ たかのり<br>田 邊 隆 教<br>(1973年 9 月19日生) | 1994年11月 当社入社<br>2014年11月 当社営業本部東京第一支部第二店舗部長<br>2015年 9 月 当社営業本部東京第一支部長<br>2015年11月 当社営業本部東京第一支部上席支部長<br>2017年 9 月 当社営業本部東京第一支部上席支部長兼新業態店舗推進部<br>第二部長兼東京第二店舗部長<br>2019年 3 月 当社執行役員営業戦略本部副本部長兼MD開発部長<br>2019年10月 (株)光寿取締役<br>2019年11月 当社執行役員営業戦略本部長兼MD開発部長<br>2019年11月 当社取締役営業戦略本部長兼MD開発部長 (現任)<br>2020年10月 (株)ディ・エス物流取締役<br>2022年 8 月 米川水産(株)代表取締役社長 (現任)                                                                                                                                     | 3,869株<br>(1,869株)                        |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>田邊隆教氏につきましては、営業戦略本部を管掌する取締役として、フードビジネス、営業・マーケティング、購買物流等、幅広い分野における豊富な経験と知識を有しており、さらなる事業拡大に貢献できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                           |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                              | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 候補者の有する<br>当社の株式数<br>(うち、持株会制<br>度による株式数) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 4                                                                                                                                                       | しまくら としあき<br>島 倉 俊 明<br>(1961年9月19日生) | 1984年4月 ㈱三井銀行（現㈱三井住友銀行） 入行<br>2010年4月 ㈱三井住友銀行 名古屋駅前ビジネスサポートプラザ部長<br>2013年4月 同行新宿ビジネスサポートプラザ部長<br>2014年4月 同行新宿東エリア エリアコーポレートマネージャー<br>2015年5月 同行出向、当社内部監査部長<br>2016年5月 当社入社 内部監査部長<br>2018年6月 ㈱光寿監査役（現任）<br>2018年9月 当社総務部長兼不動産管理部長<br>2019年3月 当社執行役員人事・総務本部副本部長兼総務部長兼不動産管理部長<br>2019年9月 当社執行役員人事・総務本部副本部長兼不動産事業部長兼人事管理部長<br>2019年11月 当社執行役員人事・総務本部長兼不動産事業部長兼人事管理部長<br>2019年11月 当社取締役人事・総務本部長兼不動産事業部長兼人事管理部長<br>2020年9月 当社取締役人事・総務本部長兼不動産事業部長<br>2022年9月 当社取締役人事・総務本部長（現任） | 3,000株                                    |
| 【取締役候補者とした理由】<br>島倉俊明氏につきましては、人事・総務本部を管掌する取締役として、人事労務、財務会計、法務・リスク管理、DX推進等、幅広い分野における豊富な経験と知識を有しており、さらなる事業拡大に貢献できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。       |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                           |
| 5                                                                                                                                                       | ひら お かく<br>平 尾 覚<br>(1973年7月4日生)      | 1998年4月 検事任官（東京地方検察庁検事）<br>2008年4月 福岡地方検察庁久留米支部長<br>2010年4月 東京地方検察庁特別捜査部検事<br>2011年4月 検事退官<br>弁護士登録（第一東京弁護士会）<br>西村あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所（現任）<br>2013年9月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科客員教授<br>2014年7月 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会」特別委員（現任）<br>2015年11月 当社取締役（現任）<br>2016年2月 エンデバー・ユナイテッド㈱社外取締役（現任）<br>2021年6月 あいおいニッセイ同和損害保険㈱社外監査役（現任）                                                                                                                   | 0株                                        |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】<br>平尾覚氏につきましては、弁護士として法務全般に関する豊富な経験と専門知識を有しており、当該知見及び経験を活かし、経営の健全性の確保について専門的な視点から、経営の助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                           |



| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                 | 候補者の有する<br>当社の株式数<br>(うち、持株会制<br>度による株式数) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 6                                                                                                                                                          | はまさき としのり<br>※ 濱崎 俊則<br>(1959年8月16日生) | 1982年 4 月 西濃運輸(株)入社<br>2010年 4 月 同社執行役員阪神エリア統括<br>2012年 4 月 同社ロジスティクス部 執行役員部長<br>2017年10月 昭和冷蔵(株)代表取締役社長<br>2017年10月 ショーレイフィット(株)代表取締役社長 (2021年 4 月、昭<br>和冷蔵(株)と合併)<br>2024年 4 月 昭和冷蔵(株)相談役<br>2025年 4 月 同社顧問 (現任) | 0株                                        |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】<br>濱崎俊則氏につきましては、西濃運輸グループにおける経営者としての豊富な経験を通じ、物流業界に関する深い知識と経営に関する高い見識を有しておられます。これらの知見を当社の経営に活かしていただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                       |                                                                                                                                                                                                                    |                                           |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※は新任取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 平尾 覚氏及び濱崎 俊則氏は社外取締役候補者であります。
- なお、当社は平尾 覚氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員に指定しており、今後も引き続き独立役員をお願いするものであります。また、濱崎 俊則氏の選任が承認された場合、新たに独立役員となる予定であります。
- (2) 平尾 覚氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は社外取締役として有能な人材の招聘を容易にするため、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外取締役候補者である平尾 覚氏は、当社との間で会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。平尾 覚氏の選任が承認された場合には、当社は、引き続き同様の内容の契約を継続する予定であります。また、濱崎 俊則氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。その契約内容の概要は、事業報告14ページ「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。なお、当社は、当該保険契約を任期途中である2026年1月に更新する予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

現在の監査役4名のうち、内山 義雄氏は、本總會終結の時をもって退任されますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                             | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                 | 候補者の有する<br>当社の株式数<br>(うち、持株会制<br>度による株式数) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| ※ かわぞえ あきこ<br>川 添 晶 子<br>(1975年11月13日生)                                                                                                  | 1998年4月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所<br>2001年7月 公認会計士登録<br>2007年9月 公認会計士川添晶子事務所設立 所長（現任）<br>2014年8月 ㈱リクルートアドミニストレーション（現 ㈱リクルート）入社<br>2021年7月 ひかり監査法人 社員（現任）<br>2024年3月 ㈱エル・ティー・エス社外取締役（監査等委員）（現任） | 0株                                        |
| 【社外監査役候補者とした理由】<br>川添晶子氏につきましては、会計監査や企業会計に関して長きに渡る実務経験を有しており、公認会計士としての専門的な知識・経験と高い見識から、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                 |                                           |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※は新任監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 川添 晶子氏は社外監査役候補者であります。
- なお、川添 晶子氏は東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員の候補者であります。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について
- 当社は社外監査役として有能な人材の招聘を容易にするため、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外監査役候補者である川添 晶子氏は、当社との間で会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、監査役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。その契約内容の概要は、事業報告14ページ「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。なお、当社は、当該保険契約を任期途中である2026年1月に更新する予定です。

【ご参考】

本招集ご通知に記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりであります。

| 氏名    | 役職                           | 企業経営 | フード<br>ビジネス | 営業・<br>マーケ<br>ティング | 購買<br>物流 | 財務<br>会計 | 人事<br>労務 | 法務・<br>リスク<br>管理 | DX推進 |
|-------|------------------------------|------|-------------|--------------------|----------|----------|----------|------------------|------|
| 平 了 壽 | 代表取締役社長                      | ●    | ●           | ●                  | ●        |          | ●        | ●                | ●    |
| 野間 信護 | 代表取締役副社長<br>兼管理本部長<br>兼リスク統括 | ●    | ●           | ●                  |          | ●        |          | ●                | ●    |
| 塚田 英紀 | 常務取締役<br>商品本部長               | ●    | ●           | ●                  | ●        |          |          |                  | ●    |
| 石田 安雄 | 取締役<br>営業本部長                 |      | ●           | ●                  |          |          | ●        |                  |      |
| 田邊 隆教 | 取締役<br>営業戦略本部長               | ●    | ●           | ●                  | ●        |          |          |                  |      |
| 島倉 俊明 | 取締役<br>人事・総務本部長              |      |             |                    |          | ●        | ●        | ●                | ●    |
| 亀田 昌則 | 取締役<br>企画本部長                 |      | ●           | ●                  |          |          |          | ●                | ●    |
| 平 尾 寛 | 社外取締役<br>【独立】                | ●    |             |                    |          |          | ●        | ●                |      |
| 濱崎 俊則 | 社外取締役<br>【独立】                | ●    |             | ●                  | ●        |          |          |                  |      |
| 青柳 英一 | 常勤監査役                        | ●    |             |                    |          | ●        | ●        | ●                |      |
| 寺坂 史明 | 社外監査役                        | ●    | ●           | ●                  |          |          | ●        | ●                |      |
| 田 村 潤 | 社外監査役                        | ●    | ●           | ●                  |          |          |          |                  |      |
| 川添 晶子 | 社外監査役<br>【独立】                |      |             |                    |          | ●        |          | ●                |      |

第 4 号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される三浦 一郎氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の内規に基づき相当額の範囲において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金は、事業報告14頁～15頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名     | 略 歴                       |
|---------|---------------------------|
| 三 浦 一 郎 | 2015 年11月 当社取締役（社外） 現在に至る |

以 上

## 第54回定時株主総会会場案内図

会 場：東京都品川区北品川5丁目5-15 大崎ブライトコア3階  
大崎ブライトコアホール

交 通：JR大崎駅「南改札口」 徒歩約5分



電子提供措置の開始日 2025 年 11 月 5 日

第54回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2024年9月1日から2025年8月31日まで)

株式会社大庄

## 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況については、以下のとおりであります。

### (1) 当社の取締役の職務執行の適正を確保するための体制

- ① 当社は、取締役、従業員の職務の執行が法令・定款及び社内規程に適合することを確保するために、「コンプライアンス規程」及び「大庄コンプライアンス行動規範」を定め、取締役がこれを率先して遵守することにより、企業価値の向上と社会的責任を遂行する。
- ② 取締役会については、「取締役会規程」並びに「取締役会付議規程」の定めにより、月1回の定期開催を原則とし、必要に応じて随時開催する。運営に当たっては、経営上の重要な事項については、弁護士等その分野の専門家にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努める。
- ③ 取締役の職務執行については、監査役が法令及び「監査役会規程」「監査役監査規程」の定めにより経営執行に対する監督強化を図る。なお、取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、取締役会に報告し、その是正を図り、適切かつ厳正に対応する。

### (2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会の職務執行に係る取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書等の保存管理すべき情報については、「文書取扱規程」「情報管理規程」に基づき保存期間・保存方法等を明確にし、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が何時でも閲覧可能な状態を維持する。
- ② 取締役の職務執行に係る情報等は、「情報管理規程」に定める情報区分に従った表示を施して記録・保存する。また、電磁的媒体の記録情報にはアクセス制限を付す等のセキュリティ管理を行う。
- ③ 取締役の職務執行に関する情報等の作成、保存、管理状況について、監査役が監査する。

### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程及びその他の体制

- ① 当社の経営に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスク要因として、下記事項が内在していることを認識し、取締役及び従業員全員が共有し対応する。
  - イ. 経営戦略の意思決定において十分な情報、分析、検討等の欠如による戦略ミスが、経営成績や財政状態に重大な影響を及ぼすリスク
  - ロ. 食中毒や食材事故の発生により、店舗の一定期間の営業停止や営業認可取消し、ブランドの失墜、損害賠償の請求等を被るリスク
  - ハ. 役員や従業員の不正行為やコンプライアンス違反により、社会的信用の失墜や経営に重大な支障を被るリスク
- ニ. 投資活動において当初計画の回収ができずに重大な損失となるリスク
- ホ. 不測の事態により情報管理システムに障害が発生し、物流体制や店舗運営体制に支障をきたすことにより、業績に重大な損失を被るリスク

へ、自然災害や火災、店舗や工場での不測の事故等により、店舗営業を中断せざるを得ない状況が発生した場合に業績や財政状態に重大な影響を被るリスク

ト、その他の経営に重大な影響を被るリスク

- ② リスク管理体制の基本として「リスク管理規程」を定め、取締役及び従業員全員が認識を共有する体制を構築する。また、内在する個々のリスクについては、管理責任者を任命し、適切な対策を実施して発生 of 未然防止を図る。
- ③ 各部門の担当役員は、リスクマネジメント状況を監督し、適切な指導・改善を図る。また、「リスク管理委員会」を定期に開催し、想定されるリスクの予防策策定及び顕在化したリスクの対応と再発防止策を実行する。
- ④ 不測の事態が発生した場合の「危機管理規程」を定め、不測の事態発生時には、直ちに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を組成し、顧問弁護士、外部専門家等のアドバイスを受けて迅速な対応を行い、事態の悪化や損失の拡大を最小限に食い止める体制を構築する。

#### **(4) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」を定め、取締役会を月1回定期開催するとともに、重要事項については、必要に応じて随時取締役会を開催する。
- ② 重要事項については「取締役会付議規程」を定め、取締役会に付議する担当取締役が中心となって関係各部門と十分に事前協議し、取締役会の審議を経た上で執行決定を行う。
- ③ 取締役会での決定事項の業務執行は、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」の定めに沿って各部門の責任者の下で効率的な運営に努める。

#### **(5) 当社の使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 従業員の職務執行が円滑かつ適正に運営される基本として、「コンプライアンス規程」及び「大庄コンプライアンス行動規範」を定め、これの遵守の徹底に努める。
- ② 会社のコンプライアンスを統括する専門組織として「コンプライアンス統括室」を置き、コンプライアンスの社内徹底、教育研修等の取組み状況を監査し、維持・向上を図り機能性を高める。
- ③ 「コンプライアンス委員会」を定期に開催し、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、監視する体制を構築する。
- ④ コンプライアンス教育・指導については、研修制度にカリキュラムを織り込み実施する。また、その結果を取締役並びに監査役に適宜報告してコンプライアンス体制の充実を図る。
- ⑤ 法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として「内部通報制度規程」を定め、第三者機関（社外弁護士）及び内部監査部を直接の通報受理者とする社内通報システムを設置し、早期に問題点の対応を図る。なお、運営に当たっては、情報提供者の保護など「内部通報制度規程」の定めに従って対応する。



## (6) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

### ① 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- イ. 当社及び子会社との間では、毎月「関係会社月次会議」を開催し、子会社の取締役は、当社の取締役に対して業績予算の進捗や業務執行状況についての報告を行い、情報の共有化を図る。
- ロ. 子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」及び「関係会社稟議決裁基準」に基づき、必要な事項につき当社への報告もしくは申請を行い、その内容・重要度に応じて当社の取締役もしくは当社の取締役会が当社としての決裁を行う。また、必要に応じ、当社の取締役会・監査役会に子会社の役職員を出席させ、その事項の報告や意見を求める。
- ハ. 子会社の取締役及び役職員の職務執行に係るその他事項については、必要に応じ、子会社担当取締役がその都度報告を受ける体制とする。

### ② 子会社の損失の危機管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社の内部監査部が子会社に対して定期的に業務監査を行うとともに、必要に応じて当社の経理部が四半期毎の会計監査を行うなど、当社関係各部署がモニタリングを実施し、問題点の早期把握、改善に努める。
- ロ. 当社が行う子会社に対する監査等において、損失の危機のある業務執行行為が認識された場合には、その内容及び損失の程度について直ちに当社代表取締役社長、リスク統括役員及び担当取締役に報告し、当社及び子会社は、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」に基づいて適時適切な対処を実施する。

### ③ 子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- イ. 子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」及び「関係会社稟議決裁基準」に基づき、当社の各種主要規程を参考に、各々「取締役会規程」や「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌」などを策定し、効率的な職務執行を行う。
- ロ. 子会社は、毎月又は四半期毎の定例取締役会や必要に応じた臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を通じて経営効率の向上を図る。
- ハ. 子会社の年度計画や予算策定に当たっては、子会社の取締役と当社の取締役との予算策定会議において相互に十分な議論を行った上で策定し、当社の取締役会でグループ予算として承認決議した上で執行する。また、毎月「関係会社月次会議」を開催し、子会社の取締役は、当社の取締役に対して業績予算の進捗や業務執行状況についての報告を行い、情報の共有化を図ることでグループ全体の効率的運営を図る。

- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社の「コンプライアンス規程」及び「大庄コンプライアンス行動規範」は、グループ会社の行動指針として適用し推進する。さらに、子会社にも当社の諸規程を踏まえた各社毎の規程を整備させることにより、グループ全体の業務の適正を確保する運営に努める。また、当社「コンプライアンス統括室」は、グループ子会社に対しても教育研修等を通してコンプライアンス意識の向上を図る。
  - ロ. 当社の内部監査部は、定期的に子会社の業務監査を実施し、法令及び定款に従い適正かつ効率的に執行されているか等の監査を行う。また、当社監査役は、子会社監査役との連携を密にし、子会社の内部統制システムの有効性について定期的に検証する。
  - ハ. 当社グループにおいては、グループ内部統制の強化を図るため、当社の取締役、監査役及び幹部従業員が、子会社の非業務執行取締役もしくは監査役として就任しており、子会社の取締役会等を通して経営状況の報告を受ける。
- 二. 子会社においても、法令・定款違反行為やコンプライアンス違反行為に関する通報体制として「内部通報制度規程」を定め、子会社内の通報受理者とは別に、第三者機関（社外弁護士）及び当社の内部監査部を通報受理者（ホットライン窓口）とするグループ内通報システムを設置する。これにより、子会社内に止まらない早期の問題事象の対応を図る。

## **(7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項**

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役の求めに応じ、当社の従業員から監査役補助者を任命する。
- ② 運営に当たっては、監査役補助者の人事評価は常勤監査役が行い、当該使用人の任命、異動等の人事上の処遇については常勤監査役の同意を得た上で決定し、取締役会からの独立性を確保するとともに、監査役補助者は他部署の役職を兼務しないこととし、監査役の指揮命令に従うことで監査役の指示の実効性を確保する。

## **(8) 当社の監査役への報告に関する体制**

- ① 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
  - イ. 当社の取締役及び使用人が、当社監査役に報告すべき事項等について「監査役会規程」を定め、業務並びに業績等に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに当社監査役に報告する体制を構築する。また、定款及び「監査役会規程」「取締役会規程」の定めにより、当社監査役は各種会議へ出席し、報告を受けるとともに意見を述べる体制を構築する。
  - ロ. 当社監査役が、資料を閲覧し監査・調査を行うことについて「監査役監査規程」を定め、監査役の監査が実効的に行われるための体制を確保する。また、当社監査役は、当社代表取締役社長やリスク統括役員、内部監査部と定期的に意見及び情報の交換を行い、適切な報告体制の維持に努めるとともに、監査の実効性を高める。

② 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- イ. 子会社の取締役・監査役及び使用人は、法令・定款に違反する、もしくはその恐れがある行為、あるいは会社の業務並びに業績等に重大な影響を及ぼす事項を発見した時には、速やかに当社の監査役に報告する。子会社の取締役・監査役及び使用人から上記事項につき報告を受けた者も同様とする。また、当社の監査役が必要に応じて子会社の取締役及び使用人に報告を求めた場合には、迅速かつ適切に対応する。
- ロ. 当社の監査役は、「関係会社月次会議」等に出席し、子会社の経営監視を行う他、「監査役監査規程」に基づき、随時子会社別に業務執行状況の監査を行う。
- ハ. 当社の内部監査部は、実施した子会社監査の結果内容を遅滞なく当社監査役に報告するものとし、子会社の内部通報制度に基づき受理した通報のうち、重要性の高いものについてはその内容や対応状況について当社監査役に適宜報告する。

#### **(9) 当社監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 当社は、当社監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役・従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役・従業員等に周知徹底する。
- ② 当社及び子会社の「内部通報制度規程」では、法令・定款違反行為やコンプライアンス違反行為に関する通報者に対しては、当該通報をしたことを理由として一切の不利な取扱いを行うことを禁止しており、これに違反した者には懲戒処分その他適切な措置を行う。

#### **(10) 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務執行について生ずる費用の前払又は償還等を請求した時は、その請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を当社負担で処理する。

#### **(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社の取締役及び使用人が、当社監査役に報告すべき事項等について「監査役会規程」を定め、業務並びに業績等に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに当社監査役に報告する体制を構築する。また、定款及び「監査役会規程」「取締役会規程」の定めにより、当社監査役は各種会議へ出席し、報告を受けるとともに意見を述べる体制を構築する。

- ② 当社監査役が、資料を閲覧し監査・調査を行うことについて「監査役監査規程」を定め、監査役の監査が実効的に行われるための体制を確保する。また、当社監査役は、当社代表取締役社長やリスク統括役員、内部監査部と定期的に意見及び情報の交換を行い、適切な報告体制の維持に努めるとともに、監査の実効性を高める。

## (12) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社及び子会社は、当社の「大庄コンプライアンス行動規範」に従い、社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力並びに団体との関係を遮断し、毅然とした姿勢で違法・不当な要求を排除する。また、名目の如何を問わず、利益の供与や不当な要求の受け入れは一切行わない。

## (13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 取締役会の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役9名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。「取締役会規程」並びに「取締役会付議規程」の定めに従い、原則として毎月1回の定時取締役会を開催し、業績の状況確認及び対策等の協議、検討を行う他、重要な事項に関しましては、その都度臨時取締役会を開催し、スピーディに対応しております（当事業年度では14回開催）。運営に当たっては、経営上の重要な事項については、その分野の専門家等にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

### ② 監査役会の職務執行

当社の監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されており、原則として毎月開催の他、必要に応じて開催しております（当事業年度では14回開催）。また、常勤監査役を中心に監査方針、監査計画等に基づき取締役会や重要な会議に出席し、経営の監視を行う他、部門別に業務執行状況の監査を行っております。取締役の職務執行については、「監査役会規程」の定めにより経営執行に対する監督強化に努めております。

### ③ コンプライアンス体制

当社では、経営幹部による「コンプライアンス委員会」を設置しており、社内のコンプライアンス遵守体制の整備状況をチェックしております（当事業年度では6回開催）。さらに、全従業員が「コンプライアンス規程」に従い、自主的に積極的な行動ができるように「大庄コンプライアンス行動規範」を制定しており、所属長を通しての周知徹底を図っております。内容的には、行動規範項目とその指針・目的並びに具体的な行動基準等を記載しており、その徹底状況を「コンプライアンス委員会」でも確認しております。また、研修制度にもカリキュラムを織り込み、浸透を図っております。一方、法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として、第三者機関（社外弁護士）及び内部監査部を直接の情報受理者とする内部通報制度を構築しており、早期に問題点の対応を図るよう努めております。また、運営に当たっては、情報提供者の保護を十分配慮した「内部通報制度規程」を定め、厳正に実施しております。

④ リスク管理体制

当社では、経営幹部による「リスク管理委員会」を設置しており、潜在リスクの洗い出し、分析、整理を行うとともに、リスクの事前予防策、対応策の検討などを行っております（当事業年度では6回開催）。一方、衛生管理体制につきましては、「食品衛生研究所」において厚生労働省や各保健所の基準に基づく各種細菌検査を定期的に実施するとともに、入荷食材の品質検査、社内従業員への衛生教育・指導を厳格に行っております。

⑤ 子会社経営管理

当社グループでは、毎月「関係会社月次会議」を開催しており、各子会社役員から、月次業績や経営計画の進捗状況及び業務執行状況等についての報告を受け、質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております（当事業年度では12回開催）。また、当社が定める「関係会社管理規程」及び「関係会社稟議決裁基準」に基づき、子会社に必要とされる稟議事項については、親会社である当社への事前報告もしくは申請を行い、当社の取締役もしくは取締役会にて十分な検討を行い、承認決裁を行うことで、子会社の業務の適正を確保しております。

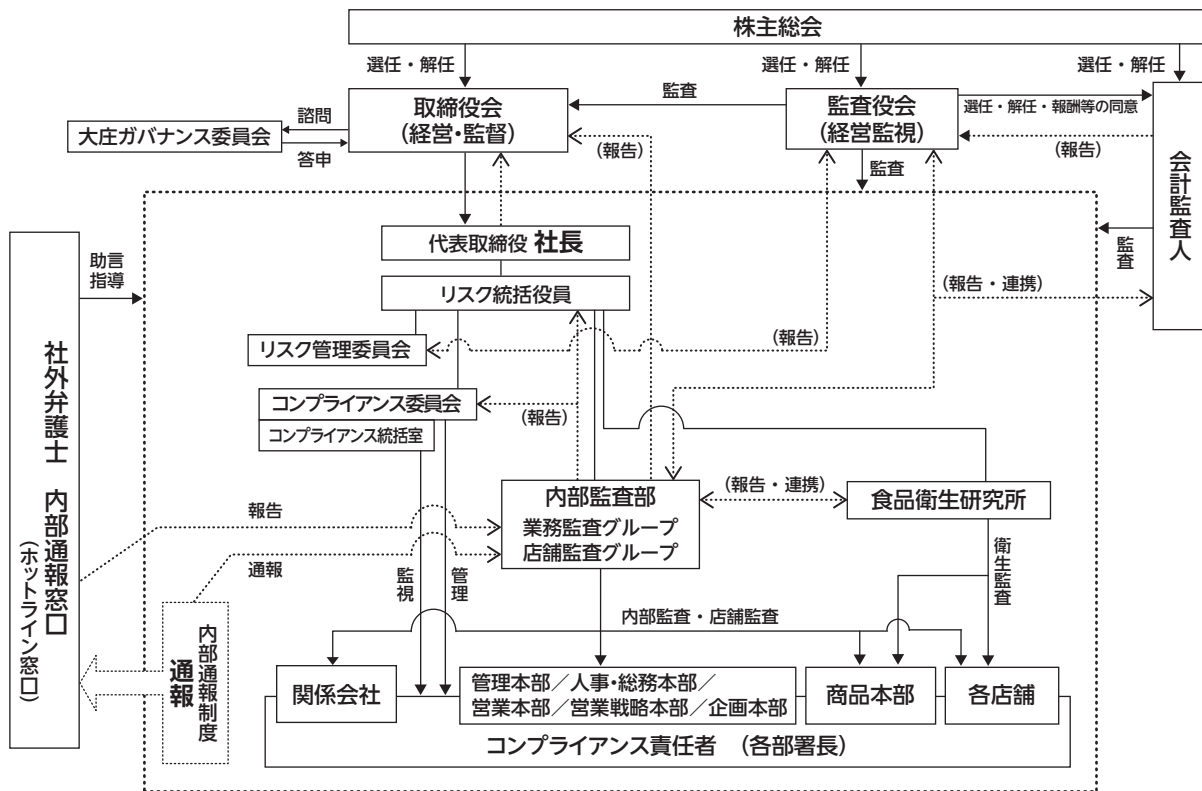
⑥ 内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインからは独立した社長直轄の組織として内部監査部を設置しております。内部監査部は、本社、店舗、及び関係会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長、リスク統括役員及び常勤監査役に報告しております。また、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めるとともに、内部統制報告など、直接、取締役会及び監査役宛に報告を行い、実効性の確保を図っております。

⑦ 反社会的勢力排除に対する取組み状況

当社では、当社グループの全従業員がコンプライアンス規程に従い、自主的に積極的に行動ができるように「大庄コンプライアンス行動規範」を制定し、周知徹底を図っておりますが、その第6章「社会との関係」の中の基本方針として「私たちは、良き企業市民としての義務を自覚し、企業が国家や地域社会に対して負っている責任を積極的に果たしていきます。」と明記しております。また、第29条（反社会的勢力との関係断絶）の条文では、「社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力並びに団体との関係を遮断し、毅然とした姿勢で違法・不当な要求を排除します。また、名目の如何を問わず、利益の供与は一切いたしません。」と掲げております。さらには、社内教育研修においても、店舗業務に携わる従業員を中心に周知徹底を図っており、実際の現場での行動基準や対応方法などについても具体的なかつ実践的な指導を行っております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、速やかに担当部署に報告し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、関係を遮断する体制を構築しております。

<コーポレートガバナンス模式図>



# 連結株主資本等変動計算書（2024年9月1日から2025年8月31日まで）

(単位：百万円)

|                                        | 株 主 資 本 |       |       |         |        |
|----------------------------------------|---------|-------|-------|---------|--------|
|                                        | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 2024 年 9 月 1 日 残 高                     | 100     | 7,657 | 2,870 | △250    | 10,377 |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額                  |         |       |       |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当                            |         |       | △293  |         | △293   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益                        |         |       | 1,172 |         | 1,172  |
| 自 己 株 式 の 取 得                          |         |       |       | △0      | △0     |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>連結会計年度中の変動額(純額) |         |       | 0     |         | 0      |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計              | －       | －     | 879   | △0      | 879    |
| 2025 年 8 月 31 日 残 高                    | 100     | 7,657 | 3,749 | △250    | 11,257 |

(単位：百万円)

|                                        | その他の包括利益累計額                |                              | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|----------------------------------------|----------------------------|------------------------------|---------|--------|
|                                        | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | そ の 他 の 包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |         |        |
| 2024 年 9 月 1 日 残 高                     | 24                         | 24                           | －       | 10,402 |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額                  |                            |                              |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当                            |                            |                              |         | △293   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益                        |                            |                              |         | 1,172  |
| 自 己 株 式 の 取 得                          |                            |                              |         | △0     |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>連結会計年度中の変動額(純額) | 4                          | 4                            | 0       | 5      |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計              | 4                          | 4                            | 0       | 884    |
| 2025 年 8 月 31 日 残 高                    | 29                         | 29                           | 0       | 11,286 |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………4社

米川水産(株)

(株)ディ・エス物流

(株)アサヒビジネスプロデュース

(株)光寿

(2) 非連結子会社の名称等……………該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数……………該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社

及び関連会社の名称等……………該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等以外のもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法又は償却原価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市 場 価 格 の な い 株 式 等……………移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、組合の資産、負債、収益及び費用を出資持分割合に応じて計上しております。

② 棚卸資産

(イ) 評価基準

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(ロ) 評価方法

商 品

冷 凍 食 品……………総平均法

冷凍食品以外の商品……………最終仕入原価法

製 品 及 び 仕 掛 品……………総平均法

原材料及び貯蔵品……………最終仕入原価法



(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～60年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 株 主 優 待 引 当 金……………将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、株主優待利用実績に基づいて、当連結会計年度末の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 店舗閉鎖損失引当金……………店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの行っている主要な事業は、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

飲食事業は、顧客にご注文いただいた飲食料品を提供することが履行義務であり、飲食料品の提供が完了した時点で収益を認識しております。また、売上値引きを控除した金額で収益を測定しております。

卸売・ロジスティクス事業のうち、卸売事業は主に顧客にご注文いただいた生鮮食材等を提供することが履行義務であります。生鮮食材等の出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で収益を測定しております。一部、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、売上高から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を測定しております。ロジスティクス事業は主に荷主の商品を配送することが履行義務であり、原則として一定期間にわたり履行義務が充足されるものと判断しておりますが、充足までの期間が短期間であることから、履行義務の充足が完了したと認められる出荷時点で収益を認識しております。

不動産事業は「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日。以下「リース会計基準」という。）等に従い収益を認識しております。

F C・V C事業のロイヤリティ収入及び営業権利用料はライセンス期間に渡り充足される履行義務であります。月毎に一定の料率や額に応じて収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括して費用処理しております。

② 繰延資産の処理方法

社債発行費……社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

③ 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

**(会計方針の変更に関する注記)**

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

### (重要な会計上の見積り)

#### ・固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

|               | 有形固定資産 | 無形固定資産 | 減損損失 |
|---------------|--------|--------|------|
| 飲 食 事 業       | 2,754  | 29     | 79   |
| 不 動 産 事 業     | 3,770  | 925    | 17   |
| F C ・ V C 事 業 | 326    | 6      | 19   |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 算出方法

当社グループは、主として各店舗、各物件を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としており、減損の兆候がある店舗、物件について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

#### ② 主要な仮定

将来キャッシュフローの算定に用いた主要な仮定は、各店の事業計画の基礎となる売上高及び費用の予測であります。売上高については、人流の改善やインバウンド消費の拡大等による緩やかな回復と、強化業態への業態変更や既存店舗のリニューアル、SNSを活用したデジタルマーケティング等の施策も織り込み算定しております。費用面については、メニュー戦略を中心とした原価率の低減及び、人件費、水光熱費等の店舗運営コストの抑制を図ることにより、業績の改善を見込んでおります。

#### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りが大きく相違した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

### (表示方法の変更)

該当事項はありません。

### (追加情報)

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2026年9月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更して計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

### (連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額…………… 13,052百万円

## 2. 財務制限条項

当連結会計年度の借入金のうち、以下の契約には財務制限条項が付されております。

いずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

### ・シンジケーション方式タームローン契約(第51期)

(1) 連結貸借対照表における純資産の部の金額を2021年8月期末の75%に相当する金額又は直近の連結会計年度の末日における純資産の部の金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

(2) 連結損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。(但し2022年8月期は含まない)

上記財務制限条項の対象となる借入金残高は次のとおりであります。

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 短期借入金に含まれる1年内返済予定の長期借入金 | 749百万円 |
|-------------------------|--------|

|       |        |
|-------|--------|
| 長期借入金 | 250百万円 |
|-------|--------|

|     |          |
|-----|----------|
| 合 計 | 1,000百万円 |
|-----|----------|

### ・シンジケーション方式タームローン契約(第52期)

(1) 連結貸借対照表における純資産の部の金額を2022年8月期末の75%に相当する金額又は直近の連結会計年度の末日における純資産の部の金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

(2) 連結損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。

上記財務制限条項の対象となる借入金残高は次のとおりであります。

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 短期借入金に含まれる1年内返済予定の長期借入金 | 700百万円 |
|-------------------------|--------|

|       |          |
|-------|----------|
| 長期借入金 | 1,107百万円 |
|-------|----------|

|     |          |
|-----|----------|
| 合 計 | 1,807百万円 |
|-----|----------|

### ・シンジケーション方式タームローン契約(第53期)

(1) 連結貸借対照表における純資産の部の金額を2023年8月期末の75%に相当する金額又は直近の連結会計年度の末日における純資産の部の金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

(2) 連結損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。

上記財務制限条項の対象となる借入金残高は次のとおりであります。

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 短期借入金に含まれる1年内返済予定の長期借入金 | 700百万円 |
|-------------------------|--------|

|       |          |
|-------|----------|
| 長期借入金 | 1,807百万円 |
|-------|----------|

|     |          |
|-----|----------|
| 合 計 | 2,508百万円 |
|-----|----------|

・コミットメントライン契約(第53期)

(1) 連結貸借対照表における純資産の部の金額を2023年8月期末の75%以上に維持すること。

(2) 連結損益計算書に記載される償却前経常損益を2回連続して損失としないこと。

上記コミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

|                 |        |
|-----------------|--------|
| コミットメントライン契約の総額 | 800百万円 |
| 借入実行残高          | 770百万円 |
| 差引額             | 30百万円  |

・シンジケーション方式コミットメントライン契約(第54期)

(1) 連結貸借対照表における純資産の部の金額を2024年8月期末の75%に相当する金額又は直近の連結会計年度の末日における純資産の部の金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

(2) 連結損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。

上記コミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

|                 |          |
|-----------------|----------|
| コミットメントライン契約の総額 | 2,000百万円 |
| 借入実行残高          | 1,000百万円 |
| 差引額             | 1,000百万円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式..... 21,198,962株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決 議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基 準 日      | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| 2024年11月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 167             | 8.00            | 2024年8月31日 | 2024年11月28日 |
| 2025年4月14日<br>取締役会    | 普通株式  | 125             | 6.00            | 2025年2月28日 | 2025年5月21日  |
| 計                     |       | 293             |                 |            |             |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌期となるもの

2025年11月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額..... 167百万円
- ② 1株当たりの配当額..... 8円
- ③ 基準日..... 2025年8月31日
- ④ 効力発生日..... 2025年11月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金調達は主に銀行等金融機関からの借入や社債発行により行っております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループの規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

未収入金は、1年以内の回収期日であります。

投資有価証券は、株式及び投資事業有限責任組合への出資金であり、それぞれの発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体及び投資事業有限責任組合の財務状況を把握し、当該リスクを管理しております。

その他外貨建MMF及び外貨建債券を保有しており、信用リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、安全性の高い金融機関が中心であり、同様に定期的に発行体の財務状況を把握し、管理しております。

差入保証金及び敷金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であります。当該差入保証金及び敷金については、当社グループの規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は、主に短期の運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、長期借入金及び社債は、主に長期運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。（注）2をご参照ください。）

（単位：百万円）

| 区 分        | 連結貸借対照表計上額 | 時 価   | 差 額  |
|------------|------------|-------|------|
| (1) 投資有価証券 | 841        | 841   | —    |
| (2) 差入保証金  | 2,974      | 2,772 | △202 |
| (3) 敷金     | 1,511      | 1,410 | △100 |
| 資産計        | 5,327      | 5,024 | △302 |
| (1) 社債     | 225        | 222   | △2   |
| (2) 長期借入金  | 6,185      | 6,088 | △97  |
| 負債計        | 6,410      | 6,310 | △99  |

（注）1 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「未収入金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2 「市場価格のない株式等」は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

| 区 分                      | 連結貸借対照表計上額 |
|--------------------------|------------|
| 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 | 245        |



### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区 分     | 時 価  |      |      |     |
|---------|------|------|------|-----|
|         | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計  |
| 投資有価証券  |      |      |      |     |
| その他有価証券 |      |      |      |     |
| 株式      | 165  | －    | －    | 165 |
| 社債      | 95   | －    | －    | 95  |
| その他     | 580  | －    | －    | 580 |
| 資産計     | 841  | －    | －    | 841 |

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区 分   | 時 価  |       |      |       |
|-------|------|-------|------|-------|
|       | レベル1 | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 差入保証金 | －    | 2,772 | －    | 2,772 |
| 敷金    | －    | 1,410 | －    | 1,410 |
| 資産計   | －    | 4,182 | －    | 4,182 |
| 社債    | －    | 222   | －    | 222   |
| 長期借入金 | －    | 6,088 | －    | 6,088 |
| 負債計   | －    | 6,310 | －    | 6,310 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 差入保証金及び敷金

これらの時価は契約期間毎に分類し、国債利回り等適切な指標の利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 社債（1年内償還予定の社債含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、連結貸借対照表に計上しております短期借入金のうち、1年内返済予定の長期借入金に該当するものは、当該項目に含めて記載しております。

## （収益認識に関する注記）

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

|               |              | 当連結会計年度 |
|---------------|--------------|---------|
| 報告セグメント       | 飲食事業         | 23,785  |
|               | 卸売・ロジスティクス事業 | 25,902  |
|               | F C ・ V C 事業 | 910     |
|               | その他          | 332     |
| 顧客との契約から生じる収益 |              | 50,930  |
| その他の収益        |              | 1,625   |
| 外部顧客に対する売上高   |              | 52,556  |

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）4. 会計方針に関する事項（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### （1）契約残高等

契約残高の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

|               | 2024年9月1日 | 2025年8月31日 |
|---------------|-----------|------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 3,859     | 4,115      |
| 契約負債          | 84        | 80         |

顧客との契約から生じた債権の増加は、主に新規取引開始や取扱い商品増加に伴う物流売上の増加によるものです。

契約負債の減少は、主に営業権利用料の減少によるものです。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格は、契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において賃貸用建物（土地を含む）等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 当連結会計年度末時価 |
|------------|------------|
| 4,268      | 5,928      |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 期末の時価は、一部の主要な物件については社外の不動産鑑定士による評価に基づいた金額であります。それ以外の物件については路線価等に基づいた金額であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

|                |         |
|----------------|---------|
| 1. 1 株当たり純資産額  | 537円83銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 55円88銭  |

(その他の注記)

リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

|      |          |
|------|----------|
| 1 年内 | 594百万円   |
| 1 年超 | 1,146百万円 |
| 合 計  | 1,740百万円 |

株主資本等変動計算書（2024年9月1日から2025年8月31日まで）

(単位：百万円)

|                                                  | 株 主 資 本 |                |                    |               |
|--------------------------------------------------|---------|----------------|--------------------|---------------|
|                                                  | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金      |                    |               |
|                                                  |         | 資 本 金<br>準 備 金 | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 2024 年 9 月 1 日 残 高                               | 100     | 2,908          | 4,569              | 7,478         |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額                                |         |                |                    |               |
| 別 途 積 立 金 の 積 立                                  |         |                |                    |               |
| 剰 余 金 の 配 当                                      |         |                |                    |               |
| 当 期 純 利 益                                        |         |                |                    |               |
| 自 己 株 式 の 取 得                                    |         |                |                    |               |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 ) |         |                |                    | －             |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計                            | －       | －              | －                  | －             |
| 2025 年 8 月 31 日 残 高                              | 100     | 2,908          | 4,569              | 7,478         |

(単位：百万円)

|                                                  | 株 主 資 本   |         |         |         |             |
|--------------------------------------------------|-----------|---------|---------|---------|-------------|
|                                                  | 利 益 剰 余 金 |         |         | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                                                  | その他利益剰余金  |         | 利益剰余金合計 |         |             |
|                                                  | 別 途 積 立 金 | 繰越利益剰余金 |         |         |             |
| 2024 年 9 月 1 日 残 高                               | －         | 2,644   | 2,644   | △250    | 9,971       |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額                                |           |         |         |         |             |
| 別 途 積 立 金 の 積 立                                  | 2,000     | △2,000  |         |         | －           |
| 剰 余 金 の 配 当                                      |           | △293    | △293    |         | △293        |
| 当 期 純 利 益                                        |           | 803     | 803     |         | 803         |
| 自 己 株 式 の 取 得                                    |           |         |         | △0      | △0          |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 ) |           |         |         |         | －           |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計                            | 2,000     | △1,489  | 510     | △0      | 510         |
| 2025 年 8 月 31 日 残 高                              | 2,000     | 1,154   | 3,154   | △250    | 10,482      |

(単位：百万円)

|                                                  | 評 価 ・ 換 算 差 額 等      |                | 純資産合計  |
|--------------------------------------------------|----------------------|----------------|--------|
|                                                  | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 2024 年 9 月 1 日 残 高                               | 24                   | 24             | 9,996  |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額                                |                      |                |        |
| 別 途 積 立 金 の 積 立                                  |                      |                | —      |
| 剰 余 金 の 配 当                                      |                      |                | △293   |
| 当 期 純 利 益                                        |                      |                | 803    |
| 自 己 株 式 の 取 得                                    |                      |                | △0     |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 ) | 4                    | 4              | 4      |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計                            | 4                    | 4              | 514    |
| 2025 年 8 月 31 日 残 高                              | 29                   | 29             | 10,511 |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等以外のもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法又は償却原価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市 場 価 格 の な い 株 式 等……………移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、組合の資産、負債、収益及び費用を出資持分割合に応じて計上しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 評価基準

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

##### ② 評価方法

商 品

冷 凍 食 品……………総平均法

冷凍食品以外の商品……………最終仕入原価法

製 品 及 び 仕 掛 品……………総平均法

原 材 料 及 び 貯 蔵 品……………最終仕入原価法

### 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～60年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞 与 引 当 金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 株 主 優 待 引 当 金……………将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、株主優待利用実績に基づいて、当事業年度末の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。
- (4) 退 職 給 付 引 当 金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括して費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (6) 店舗閉鎖損失引当金……………店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の行っている主要な事業は、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

飲食事業は、顧客にご注文いただいた飲食料品を提供することが履行義務であり、飲食料品の提供が完了した時点で認識しております。また、売上値引きを控除した金額で収益を測定しております。

卸売・ロジスティクス事業のうち、卸売事業は主に顧客にご注文いただいた生鮮食材等を提供することが履行義務であります。生鮮食材等の出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で収益を測定しております。一部、当社が代理人に該当すると判断したものについては、売上高から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を測定しております。ロジスティクス事業は主に荷主の商品を配送することが履行義務であり、原則として一定期間にわたり履行義務が充足されるものと判断しておりますが、充足までの期間が短期間であることから、履行義務の充足が完了したと認められる出荷時点で収益を認識しております。

不動産事業は「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日。以下「リース会計基準」という。）等に従い収益を認識しております。

F C ・ V C 事業のロイヤリティ収入及び営業権利用料はライセンス期間に渡り充足される履行義務であります。月毎に一定の料率や額に応じて収益を認識しております。

## 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 繰延資産の処理方法

社債発行費……社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

### (2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## (会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。



### (重要な会計上の見積り)

#### ・固定資産の減損損失

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

|              | 有形固定資産 | 無形固定資産 | 減損損失 |
|--------------|--------|--------|------|
| 飲食事業         | 2,754  | 29     | 79   |
| 不動産事業        | 3,527  | 924    | 17   |
| F C ・ V C 事業 | 326    | 6      | 19   |

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 算出方法

当社は、主として各店舗、各物件を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としており、減損の兆候がある店舗、物件について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は店舗の使用価値により測定され、使用価値がマイナスとなった場合には回収可能価額を零として算定しております。

##### ② 主要な仮定

将来キャッシュフローの算定に用いた主要な仮定は、各店の事業計画の基礎となる売上高及び費用の予測であります。売上高については、人流の改善やインバウンド消費の拡大等による緩やかな回復と、強化業態への業態変更や既存店舗のリニューアル、SNSを活用したデジタルマーケティング等の施策も織り込み算定しております。費用面については、メニュー戦略を中心とした原価率の低減及び、人件費、水光熱費等の店舗運営コストの抑制を図ることにより、業績の改善を見込んでおります。

##### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りが大きく相違した場合、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2026年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更して計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額  | 12,895百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権・債務 |           |
| 関係会社に対する短期金銭債権     | 153百万円    |
| 関係会社に対する短期金銭債務     | 388百万円    |

(損益計算書に関する注記)

|            |          |
|------------|----------|
| 関係会社との取引高  |          |
| 営業取引       |          |
| (イ) 売上高    | 264百万円   |
| (ロ) 仕入高等   | 3,977百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 8百万円     |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首  | 増 加 | 減 少 | 当事業年度末   |
|-----------|----------|-----|-----|----------|
| 普 通 株 式   | 213,868株 | 20株 | －株  | 213,888株 |
| 合 計       | 213,868株 | 20株 | －株  | 213,888株 |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 繰延税金資産            |           |
| 賞与引当金             | 89百万円     |
| 貸倒引当金             | 1百万円      |
| 株主優待引当金           | 100百万円    |
| 繰越欠損金             | 4,466百万円  |
| 未払事業所税            | 11百万円     |
| 退職給付引当金           | 401百万円    |
| 資産除去債務            | 248百万円    |
| 減損損失（非償却資産）       | 145百万円    |
| 減価償却超過額           | 57百万円     |
| 関係会社株式評価損         | 129百万円    |
| 役員退職慰労引当金         | 68百万円     |
| その他               | 25百万円     |
| 繰延税金資産小計          | 5,746百万円  |
| 繰越欠損金に係る評価性引当額    | △4,125百万円 |
| 将来減算一時差異に係る評価性引当額 | △929百万円   |
| 評価性引当額小計          | △5,055百万円 |
| 繰延税金資産合計          | 691百万円    |
| 繰延税金負債            |           |
| 資産除去債務に対応する除去費用   | △75百万円    |
| その他有価証券評価差額金      | △16百万円    |
| 繰延税金負債小計          | △92百万円    |
| 繰延税金資産の純額         | 599百万円    |

(注)法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引

- (1) 親会社及び法人主要株主等  
該当事項はありません。
- (2) 子会社及び関連会社等  
該当事項はありません。
- (3) 兄弟会社等  
該当事項はありません。
- (4) 役員及び個人主要株主等

| 種類                                                  | 会社等の名称<br>又は氏名 | 所在地         | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容          | 取引金額<br>(百万円) | 科目           | 期末残高<br>(百万円) |
|-----------------------------------------------------|----------------|-------------|-------------------|---------------|---------------------------|---------------|----------------|---------------|--------------|---------------|
| 役員及び<br>その近親者                                       | 平辰             | —           | —                 | 当社<br>名誉顧問    | (被所有)<br>直接 2.9           | 不動産の賃<br>借    | 店舗賃借料<br>の支払   | 60            | 差入保証金        | 63            |
| 役員及び<br>その近親<br>者が議決<br>権の過半<br>数を所有<br>している<br>会社等 | (株)ダイタン商事      | 東京都<br>千代田区 | 74                | 不動産の管<br>理、賃貸 | —                         | 不動産の賃<br>借    | 事務所賃借<br>料等の支払 | 95            | 敷 金<br>差入保証金 | 43<br>6       |
|                                                     |                |             |                   |               |                           | 不動産の<br>売買    | 自社物件の<br>売却    | 982           | 未収入金         | 83            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 店舗等の賃借については、近隣相場を勘案し契約により所定金額を決定しております。
- 2 (株)ダイタン商事は当社名誉顧問平辰が議決権の100%を直接所有しております。
- 3 不動産の売買の取引価格については、不動産鑑定評価額を勘案し、当事者間において協議のうえ決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1. 1株当たり純資産額…………… 500円90銭
- 2. 1株当たり当期純利益…………… 38円31銭